# 民族・領土紛争解決の要因に関する考察

チトー統治下のユーゴスラビアとパレスチナ問題の比較分析

# Studies of Settling Factors in National, Territorial Conflict

-Comparative Analysis of Yugoslavia Governed by Tito and Palestine Question-

文学研究科社会学専攻博士後期課程在学

小 林 宏 紀

Hiroki Kobayashi

#### 目次

- . はじめに
- . 多文化主義と重層的アイデンティティ
- . パレスチナ自治区内の政治的組織と宗教的・社会的組織
- . 現代イスラエルの政治的勢力
- . 統一国家としてのユーゴスラビアの試行
- 1.新たな民族主義 2.労働者自主管理システム 3.多民族国家形成の理念 1974年憲法
- . チトー統治下のユーゴスラビアとパレスチナ紛争の比較分析
- 1.和平への民族意識 2.諸民族平等の社会体制 3.被害の歴史の克服
- . 結び 民族・領土紛争解決のために
- . はじめに

1947年の国連総会におけるパレスチナ分割決議の恣意性とも重なる議論として、同分割決議によるイスラエル建国の合法性について考えてみる。

国連総会は、国連憲章第10条<sup>1)</sup> と第14条<sup>2)</sup> によって、国連決議を勧告する権限を与えられているものの、決定を行なう権限は与えられていない。国連総会が、一つの国民の領土保全や政治的・法律的立場を侵害する勧告を行なったり、そうした計画を採択することと、その計画を遂行するための国連総会の委員会などを任命することとは異なるのである。パレスチナ分割決議は事実上強制を意味したが、なぜならば、その条項の一つに、力によって解決を遂行しようという如何なる試みも国連憲章第39条<sup>3)</sup> の意味する平和への脅威・平和の侵害・侵略行為と見なされねばならぬと規定してあるからである。国連総会は、「平和の為に結集する(Uniting for Peace)」決議<sup>4)</sup> の枠内の力によって実行し

うる決議を採択できるに過ぎず、これとは異なる手段を採ることは国連憲章違反である。国連憲章第 14条は、勧告することのみを許可しているのであり、パレスチナ分割決議は勧告を超えるものであっ た。同決議は、ある領土を統治することに関する国連総会の事実上の決定であった。

また国連総会の勧告について、その合法性は、民族自決の原則が尊重された場合のみ成立するものである。国連は、分割決議によってユダヤ人国家を創り、そこに国際的地位を与えることで、一つの社会的共同体への保護を越える行為を行なったのである。国連憲章上の侵犯である。国連が新国家を創ることの出来るケースとは、植民国家から領土を分離させる場合であり、この新国家は、国連憲章によって設けられた信託統治制度<sup>5)</sup>の結果であるが、パレスチナの場合、こうした法的条件は当てはまらないのである。パレスチナは信託統治制度ではなく委任統治制度<sup>6)</sup>に従っていたのであり、その目的はパレスチナに住むいくつかの共同体を分割して独立させることではなく、パレスチナの領土全体の独立のはずであった。また、アラブの多数派は植民地勢力とは性質を全く異にするものである。委任統治は、国際連盟が消滅した後も効力をもっていたのであり、委任統治の枠内で国連総会はパレスチナ問題に対応すべきであったのである。ところが国連総会は、委任統治国が提案した委任統治の条項にさえ違反した解決案の中で処理したのである。

よって、国連憲章に照らしてイスラエル建国の合法性<sup>7)</sup>に疑問を投げかけることが出来るが、一方、 国連総会がパレスチナ分割を決議し、その勧告にイスラエルは従ったという規制事実のもとでパレス チナ分割を考える時、アラブ側勢力は、この分割決議を拒否して武力侵攻を行なうべきではなかった、 という論説もある。アラブ諸国の侵攻に対抗したイスラエルとの間で勃発した中東戦争の経緯により、 アラブ側の領土は、彼らがパレスチナ分割決議を受け入れていた場合よりもはるかに縮小されてしまったのであり、アラブ側も分割決議を受け入れるべきであった<sup>8)</sup>、というものである。

しかしながら、ユダヤとアラブの双方を社会共同体として捉えての分割決議である以上、当然の帰結として、双方を国家と認めないか、または、一方のイスラエルを国家として認めるならば、アラブ側にも国際社会が認める自治組織が如何なる状況にせよ誕生した時点で、パレスチナのアラブ人(以後パレスチナ人とする)の国家が認められることになる。

2003年4月、アメリカ、EU、国連、ロシアが共同で示し、実質アメリカが提案した新和平案ロードマップに基づく和平交渉の中で、そもそもこの和平案は既成事実として確保されてきたイスラエルの領土を保持することを前提とし、2003年6月、イスラエル首相はパレスチナ国家樹立を条件付で認めるに至った。しかしこれはレスチナ問題の経緯の上で矛盾した政治的成果である。国連決議に基づいて、イスラエルは合法的な国家であるとするならば、同時に、1967年の第3次中東戦争の停戦以後、国連決議<sup>9)</sup>を度外視して今日までパレスチナ占領を事実上実行してきた国家でもあるからである。

以上を踏まえて、既成事実としてイスラエル建国を認めることは、パレスチナ国家の承認にも繋がるのである。

本稿は、多民族複合国家成立の事例を分析し、多民族複合国家形成の要因を抽出し、それに基づい

て現存の民族紛争問題における和平の方法を分析し、民族・領土紛争解決の要因を考察することを目的とする。これにあたり、多民族複合国家の事例として、1945年建国のチトー統治下のユーゴスラビア連邦人民共和国(1963年にユーゴスラビア社会主義共和国と改称)を取り上げる。後に起るユーゴスラビアの分裂は、チトー(Tito:本名Broz, Josip)時代より連邦国家崩壊の因子を孕んでいたとする論が多いが、特定の政治指導者の煽動による作為的なセルビア民族主義の台頭<sup>10</sup>、セルビア主導の中央政府の政策による連邦内の共和国間の経済格差などに崩壊の原因を求められるのである<sup>11</sup>)。従ってチトー時代のユーゴスラビアを多民族複合国家成立の一事例として捉え、その指導者、民族意識、社会システム等から多民族複合国家の形成要因を分析する。これに基づいてパレスチナ紛争を検証し、民族紛争解決の要因を考察するものである。なお、パレスチナ紛争を検証するに当たっては、上述の視点から、イスラエル、パレスチナ双方が国家として認められるべきであることを基本理念とする。

## . 多文化主義と重層的アイデンティティ

民族・領土紛争の解決要因を考察するために、多文化主義と重層的アイデンティティ理論を分析枠 組みとしておくものとする。

一つの国家の中に複数民族が存在し、ある特定の民族的集団を排除しようとする行為は、紛争の原因となる。多民族社会であるが故の多文化状況を解消するのではなく、それを前提とした社会の構築、即ち多文化主義が必要である。

多文化主義は、一つの社会内に複数の文化が存在する状況を肯定し、文化の共存・共生を政策的目標として、社会的環境整備を推進するものである。今日、人種差別や同化主義政策が国際社会から受け入れられないものとなっている以上、多文化主義は必要不可欠な社会原理とされるのである12)。

この多文化主義には、リベラル多元主義とコーポレイト多元主義があり、その基本理念と課題を次に見る。

リベラル多元主義は、機会の平等を目指し、「私的空間での各人の文化の保持は認めるが公的空間における多様性は認めない。政治理念の共有を持って国家の基本とするのである。また、個人の能力、業績による評価を基準とする社会を目指す。国語公用語としては、一言語主義を採用することから分かるように、ホスト社会の価値基準の遵守を求める」<sup>(3)</sup>ものである。また、「ホスト社会の価値基準を体現する集団とそうでない集団の間で、格差ないし差別が生じ、後者に前者への同化圧力が加わりやすい」<sup>(4)</sup>とされるものである。

これに対しコーポレイト多元主義は、結果の平等を目指し、「より徹底して多文化の共存・共生をねらう。公共空間でも多様性を確保することが目指され、アファーマティヴ・アクションやエスニック・グループの集団としての政治参加(エスニック政党の組織など)が認められる。しかし、これはともすると自文化の主張にもつながり、集団間の対立を激化させることにもなりかねない。そして、経済

的機会をめぐってマイノリティと競合する立場にある、社会階層が比較的低い層との間では摩擦が起こりやすい。また、コーポレイト多元主義の場合、共生の場としての国家をどのようにデザインしていくかについて、合意を得るために相当のエネルギーを必要とする。行政的コストも大きい。公用語を複数認める場合を考えてみるとよい。人権の擁護とずれが生じることもある」15)とされている。

以上、リベラル多元主義にもコーポレイト多元主義にも課題は存在するが、両者における社会原理 は、多民族国家形成の上で不可欠の要因を包含するものである。

次に、国家形成における主体者を重層的アイデンティティ理論に基づいて見る。アイデンティティは、同一性、自己存在証明、帰属意識といった概念であるが、重層的アイデンティティとは、一個人の内に複数のアイデンティティが存在する状態であり、ある個人の基本となるアイデンティティが他の個人のそれと異なっていても、別の部分において共通のアイデンティティを形成する可能性を示すものである。国家形成主体者における重層的アイデンティティの保持が、多文化主義受容の心的要因となる。重層的アイデンティティについては、次に示すように、EUの住民にその事例を見ることが出来る。

E U諸国の住民の中には、地域、国家、E U という 3 元の空間に同時に生きている人々が認められる。元来地域主義のあったヨーロッパでは、地域と国家では異なる政治的志向や文化を保持している場合がある。地域は国民国家の枠組みにおいて国家と対立することもあったが、E U 統合によって地域の活性化もありうるようになるのである。一国家内においてマイノリティだったものが、E U 域内全体ではマイノリティとはならない場合もある。また、E U 統合では域内の多様性を尊重する必要性から、地域に対する同化圧力が減少したということもある。E U 域内経済の自由化により、一国家内では周辺であったものがE U 域内では中心に属する地域も出てこよう。この典型として独仏国境のアルザス地方などが挙げられる。このような状況での地域主義運動は、ヨーロッパの中の地域という位置づけを志向するようになる。この例におけるE U の住民は、アルザス人、フランス人、ヨーロッパ人という三つのアイデンティティを、時と場合によって使い分けることが考えられよう。E U 域内の自由な移動が認められるようになり、アイデンティティの重層化がますます進展することが予想できるのである<sup>16</sup>。

また、民族、国民の一体感を生産するものは、身体的特徴、言語、宗教、文化、共通の歴史体験、 政治信条のいずれか、或いはこれらの組み合わせであると考えられているが、この中で特に、共通の 歴史体験と政治信条は、その他の用件に比べて、再構築或いは新たに構築出来る可能性があることか ら、紛争から和解に至る心的要因として重視されるべきものである。

## . パレスチナ自治区内の政治的組織と宗教・社会的組織

PLO(パレスチナ解放機構)は、1988年独立宣言を採択した。PLO発足から24年、イスラエル建国から40年を経ていた。ヨルダン川西岸およびガザにパレスチナ国家を建設する構想を採択したものであるが、中東戦争およびレバノン戦争の経緯から、一ゲリラ組織から発展したに過ぎないPLOがイスラエルと戦ってパレスチナ全土を開放することは不可能と判断したためである。パレスチナ独立宣言はイスラエルとパレスチナ国家の共存を容認し、1947年のパレスチナ分割構想を、パレスチナ側の意思で政策決定したのである。この宣言は、イスラエルと交渉する政治的基盤をPLOにもたらしたといえる。1993年、オスロにおける秘密交渉が開始されるに当たって、合意内容はともかくとして、イスラエルと交渉することへの障害は大幅に削減された。パレスチナ自治政府の立場は現在も原則的に変わっていない170。

PLO、そしてオスロ合意を経てPLOから移行したパレスチナ自治政府は、イスラム教徒、キリスト教徒、ユダヤ教徒などが等しく権利を有する民主的パレスチナ国家の建設を目的としてきた。これはイスラム国家の建設を目指す勢力と対立する。イスラム勢力がパレスチナ全土の開放を目指し、イスラエルとの交渉を拒否するのに対し、パレスチナ自治政府は穏健派路線を維持してきた。パレスチナ自治政府は、ヨルダン川西岸およびガザを領土とするパレスチナ国家樹立と、イスラエルとの共存を主張するが、これはイスラム勢力の要求とは異なるのである。イスラム勢力は、パレスチナ自治政府と対立するものではないと主張するが、パレスチナ自治政府を唯一にして正当なパレスチナの代表組織とは認めていない。こうしたパレスチナ・アラブ内の対立による衝突は、1980年代に入ってから生み出され、この基本的構図も今日に至るまで変わっていない18)。

では、イスラム勢力とは如何なるものであるか。イスラム勢力はナショナリズムを否定する。パレスチナ・ナショナリズムも、アラブ・ナショナリズムも否定するのである。ナショナリズムには地域的制限が生じ、モスレムの共同体(ウンマ)を分断させるものとする。ナショナリズムはキリスト教徒によってアラブ世界に持ち込まれ、一部エリートがナショナリズムに突き動かされてオスマン帝国に反乱を起こし、オスマン帝国を崩壊へと導いたのであり、アラブ大衆は動員されなかったとする。また、アラブ・ナショナリズムの強調は、パレスチナ問題を、イスラエルとパレスチナ・アラブとの闘争に限定し、パレスチナ・アラブ以外のイスラム教徒を、この闘争から排除してしまうことになり、パレスチナ問題の意義を失わせてしまうとする。パレスチナ問題は宗教的問題であり、イスラムだけがパレスチナ解放への唯一絶対の方法であると説くのである。また、イスラム世界全体の大衆を動因できるのもイスラムであり、中東戦争において敗北してきたのはイスラムのもとでの闘争が行なわれず、大衆を動員できなかったからであるとする。1987年に始まったインティファーダの発生と進展には諸説あるが、イスラム勢力はこの民衆抵抗運動とイスラムに基づく対イスラエル闘争を連動させ、インティファーダをイスラム抵抗運動と位置づけた「9)。

ここにパレスチナ自治政府各派の領土に関する主張を整理する。主流派は最終目標をパレスチナ独立国家の樹立とし、ヨルダン川西岸およびガザの最終的地位は全域パレスチナ国家に帰属するものとし、東エルサレムの地位はパレスチナ国家の首都とする。国連決議242号を交渉の基礎とし、イスラエルの生存権を認めるものである。非主流派も反主流派も最終目標、ヨルダン川西岸およびガザの最終的地位、東エルサレムの地位について主流派と主張を同じくするが、反主流派は国連決議242号を拒否、イスラエルの生存権も否定するものである<sup>20</sup>)。

## . 現代イスラエルの政治的勢力

近代シオニズム運動は、エレツ・イスラエル(Eretz Isreal;イスラエルの地)へのユダヤ人の帰還とユダヤ人国家建設を目指して進められた。エレツ・イスラエルは主張する者によってその根拠も異なるが、英国委任統治下のパレスチナを指すことが多い。これは、1949年の休戦ライン内のイスラエル、ヨルダン川西岸地区(東エルサレムを含む)、そしてガザを意味する。リクード党を頂点とする右派政党は大イスラエル主義に立脚するものであり、シオニズム運動内の諸派とも、エレツ・イスラエルとユダヤ人とを結合させて捉えてきた。これについて労働党連合やその周辺政党も変わりはないが、どこまでの領土をユダヤ人国家として支配するかについては各派によって誤差はある<sup>21</sup>)。

大イスラエル主義の基本的考え方は、ユダヤ人国家イスラエルはエレツ・イスラエル全域に対して、その所有の権利は不可譲であるとするものである。これに基づく右派勢力は、左派勢力が領土的妥協によってアラブ側と和平達成を模索することを、パレスチナ紛争の歴史上長期間拒否してきた。また大イスラエル主義の思想には、ユダヤ教に基づく宗教的主張と、ユダヤ人と土地との民族的なつながりに基づく民族主義的主張とがある。中東和平政策とはいえ、領土的妥協を拒否してきたことからもわかるように、非妥協的、タカ派的な外交政策をとっている<sup>22</sup>。

第三次中東戦争の結果は大イスラエル主義を象徴し、様々な政治勢力に大きな影響を与えた。大イスラエル主義が右派のイデオロギーや主張に正当性を齎し、左派のイデオロギーや主張に混乱を生じさせた。

イスラエルでは、政治史における常態として連立内閣が組織されてきた。1948年に成立した内閣は 右派と左派が対等の立場において連立に参加したものであり、第三次中東戦争勃発直前に挙国一致内 閣が組閣されたことがあるが、これは労働党という優位政党を中心に組閣されたものである。現在の イスラエル政治は、右派と左派の力が拮抗し、そのためにどちらの側も主導権を取り難い状況にある といえる。こうしたなかにあっても、第三次中東戦争以後に大イスラエル主義を政治原理においた政 治の動向が表面化、組織化してきている<sup>23</sup>)。

2003年4月、アメリカ、EU、国連、ロシアが示した新和平案の動向が不安定で暫定的であることから、これが示される以前に遡って、ここにイスラエル諸勢力の領土に関する主張を整理する。リク

ード党などの右派は、最終目標を大イスラエルの実現とし、ヨルダン川西岸およびガザは限定的自治であり最終的地位はイスラエルに帰属し、東エルサレムの地位はイスラエルの首都(西エルサレムとともに)であるとする。国連決議242号を交渉の基礎とはしているもののヨルダン川西岸およびガザに適用されるとは捉えず、またパレスチナ自治政府を認めていない。労働党は、最終目標を防衛可能な国境の画定とし、ヨルダン川西岸およびガザの最終的地位については部分的撤退の上で自治を認め、国連決議242号を交渉の基礎とする。その他の左派勢力も最終目標は防衛可能な国境の画定とし、ヨルダン川西岸およびガザの最終的地位についても部分的撤退とし、パレスチナ自治政府を交渉相手と認めている<sup>24</sup>。

## . 統一国家としてのユーゴスラビアの試行

#### 1.新たな民族主義

ユーゴスラビアのナチス・ドイツに対する闘争は、チトーの指導の下、パルチザンによって、ほぼ独力で勝利を収めた。南スラブの人々が、独立或いは抵抗闘争の歴史として共通に保持するものは、オスマン帝国からの独立と、このナチス・ドイツに対する抵抗闘争である。特にナチス・ドイツへの抵抗については、チトー時代におけるユーゴスラビア国内の諸民族にとって、統一ユーゴスラビアに通ずる共通の歴史体験である。ナチス・ドイツの侵略から独力で開放を勝ち取ったという共通体験を保持した意味は大きい。それは自己への自信と誇り、新しい国家建設への活力、他者を認めることへの人間の度量といった多民族複合社会形成の肯定的意識の源となった。しかも、パルチザンに参加したものが家族の中におり、或いは自分自身がパルチザンの一員であるなどの状況が日常にあるため、この肯定意識は個人の中でも保持され成長していくのである25)。ここに諸民族ごとの帰属を超えたユーゴスラビア人としてのアイデンティティが認められる。重層的アイデンティティの発生である。チトー体制の主たる特徴の一つである労働者自主管理システムも、このユーゴスラビアの歴史を踏まえた諸民族共有のアイデンティティがあってこそ成立したものである。

ユーゴスラビアの人々が持ったこうした意識は、ユーゴスラビアの解放闘争を指導し、解放後もユーゴスラビアを指導していくチトーの指導性に通ずる。ナチス・ドイツへの抵抗闘争時、チトー自らユーゴスラビア解放後の土地改革について農民に語り、これを実行していったことも、一層チトーとユーゴスラビア国民との距離を縮め、信頼を深めた。国家への誇りと自信はチトーへの信頼と尊敬でもあった。人々は、この指導者のもとでその体制に従い、体制の一員であることを承諾した。

ユーゴスラビア連邦の人々は、チトーへの尊敬とユーゴスラビア人としての新たな民族意識を持ち、 多民族共存の中のチトー体制即ち労働者自主管理システムの中での生活を営んでいくのである。

## 2. 労働者自主管理システム

ユーゴスラビアにおける労働者自主管理システムが生まれる土壌として、対独闘争の苦境時、他国からの援助を受けられなかったため、自国内で武器を製造しなければならず、自己統治せざるをえない状況にあったことが挙げられる。山中深く、或いは地下に武器工場を作り、そこで労働者はいかなる民族であるかは問題とされず、権利と自主性は平等に尊重された。ここで採用された経済システムが労働者自主管理システムである。労働者の創意工夫が反映されるこのシステムは生産性を高めた。ユーゴスラビアのパルチザン部隊がユーロッパでは唯一独力でナチス・ドイツに勝てたことは、この労働者自主管理システムの力に負うところが大きい。

労働者自主管理システムとは、基本部分として自主管理基礎組織がある。職場単位(工場単位)で組織され、ここが意思決定機関として最高の権限を持つ。この自主管理基礎組織が組み合わさって自主管理労働組織を作る。更に自主管理労働組織を合わせて自主管理連合労働組織を作る。また、自主管理基礎組織は企画ごとに他の自主管理基礎組織との連携をとることが出来る。それは労働連合単位と呼ばれ、上部組織は常に下部組織の意向を伺い、意思形成されることを原則とした。

「工場を労働者へ」というチトーの掲げたスローガンによるこのシステムは、自主管理基礎組織において労働者とテクノクラートが労働者評議会を組織し、そこで意見を述べて意思決定していく仕組みであった。労働者評議会は、労働者集会、選挙・リコール、直接投票を中心とする民主的方法を採った。

自主管理基礎組織は少人数の職場単位で組織され、生産分野以外の委員会も組織した。住宅割り当て委員会、労働規律委員会、雇用委員会、軍事抵抗委員会などである。軍事抵抗委員会は、ほとんどの自主管理基礎組織に常設されていた。トータル・ナショナル・ディフェンス(Total National Defence:全民衆防衛)のための組織である。武器、弾薬等、有事に必要なものを管理し、パルチザン部隊の動員、サポタージュ活動、各種情報・命令の伝達、連邦軍との調整を行なった。

自主管理基礎組織から自主管理労働組織へ、或いは自主管理労働組織から自主管理連合労働組織へ と代表委員を派遣する際、代表委員は選挙で選ばれるのであるが、個人の意見を述べることは出来ず、 選出母体の意思を絶対尊重することとなっていた<sup>26</sup>)。

上部組織の自主管理連合労働組織の運営では、企業経営的な専門能力が必要とされた。このためにマネージメントの専門家を公募し、自主管理組織による選挙や信任投票で決定し、運営にあたらせていた。しかしあくまで最高の意思決定機関は自主管理組織であり、労働者自身によって経営の検査も試みられた<sup>27</sup>)。

以上、自主管理システムは、チトー統治下のユーゴスラビアにおける社会の基本体制である28)。

## 3. 多民族国家形成の理念 - 1974年憲法

1974年憲法と言われるユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法は労働者自主管理システムの総括で

ある。分権化を強固にさせるためのものであり、同時にユーゴスラビアの統合を維持するためのものでもあった。74年5月、ユーゴスラビア連邦議会はチトーを終身大統領に選出する。チトーは統合の象徴となる。

1974年憲法序編の基本原則<sup>29)</sup>に次の記述がある。「各民族の自決と民族独立の権利およびこの目的を達成するために開放に訴える権利」「少数民族として他国で生活する一部ユーゴスラビア国民の権利を含む少数民族の権利の尊重(ここで言う他国とはユーゴスラビア連邦内の国家を指し、外国のことを指すのではない。従って他国で生活する一部ユーゴスラビア国民とは、例えばクロアチア国内に居住する少数民族としてのセルビア人やセルビア国内で生活しているアルバニア系住民等をさす)」「各人は他人の自由と権利を尊重する義務があり、それにつき責任を負う」この中で、解放戦争に訴える権利とは、人権を脅かす侵略行為に対処する意思であると捉えられよう。

チトーは、ユーゴスラビア連邦内のあらゆる民族が共存するために、民族自決の権利と少数民族の権利尊重を1974年憲法の最重要項目に入れた。ここで、これを受け入れる側の、連邦内の各民族の意識基盤としては、先述したパルチザン闘争における共通の歴史体験が齎した新たな民族主義が基盤となる。同時に、ここに多文化主義も発生する。なお、チトーの理念には、オスマン帝国時代に諸民族の自治および宗教的自治が認められ、住民の意思が行政に反映されていた歴史も踏まえられている。

1974年憲法の早熟な特徴として、政府機関等の情報公開と一般市民の知る権利<sup>30)</sup>を明文化していることが挙げられる。労働者が自ら参加する自主管理システムにおいて、これは必要不可欠であった。

## . チトー統治下のユーゴスラビアとパレスチナ紛争の比較分析

### 1. 和平への民族意識

諸民族間の紛争において、当該民族の一方が、或いはその政治指導部が自民族に優越性を認める民族意識を持つ場合、敵対する民族を排除もしくはそれを劣勢に位置付けて同化させようとする行動をとる。

イスラエルにおけるユダヤ人は、ユダヤ教的信条に基づく民族意識を保持している場合が多い。旧約聖書をもとにパレスチナの地を捉え、それがパレスチナの地におけるイスラエル建国の根拠にまで昇格している。今日に至るまでの歴史的・政治的経緯を無視する、こうした人々の存在は、紛争の解決を困難にする要因となる。イスラエル首相ラビン(Rabin, Yitzhak)を暗殺したユダヤ人に見られる狂信的な思想の者にその極端な事例を見る。神との約束の地は一切異教徒に渡してはならないとするものである。

パレスチナ自治政府最大勢力のファタハは、その行動綱領において、イスラエルへの抵抗はシオニストによる植民地主義に対してであり、エスニックな集団、ユダヤ教の信徒集団としてのユダヤ人に対してではないとし、目標は独立した民主パレスチナ国家を建設することであるとしている。また先

述したように、こうした国家における市民は、宗教にかかわりなく平等な権利を持つものとしている。 現在、ヨルダン川西岸およびガザのパレスチナ自治区に住むパレスチナ・アラブー般市民にいたって は、現在居住する地域において生活できることを要求するのであるから、パレスチナ自治区へのユダ ヤ人の入植が無い限り、イスラエルに対して武装蜂起する理由が消滅もしくは減少する。しかしパレ スチナ側にも狂信的過激派は存在し、これまで幾多のテロ行為を行い、イスラエルの一般市民が犠牲 になってきた。2000年九月末から続く騒乱の中でも、イスラエル軍のパレスチナ自治区侵攻に対する 報復を理由としてイスラム過激派のテロ行為が、続発している。

一方近代シオニズム運動によるパレスチナへのユダヤ人移住の始まりの時点から、ユダヤ人の中に も、パレスチナ人との共存を目指す人々はいた。彼らは、侵略者としてのシオニズム指導部を批判す る。アラブ民族運動の側からは、反トルコの立場からイスラエルと同盟を結ぼうとする勢力もあった。 しかしシオニスト達はこれらのいずれをも無視する。またシオニズム指導部内にもパレスチナ人との 共存を目指す人々はいたが、ユダヤ人国家建設派に比べてあまりに劣勢勢力であった。イスラエル建 国後、特にファタハの行動綱領が出た後には、パレスチナ人と、平等と多様性の共存に賛同するユダヤ人との間で対話が持たれたこともあった。

しかし1993年の和平合意<sup>31)</sup>達成後でさえ、右派政権時にはヨルダン川西岸地区およびガザへ入植していた実態を見ると<sup>32)</sup>、イスラエル側にはパレスチナ全域もしくは全域に限りなく近い領土をイスラエルのものとする意思が強いことがわかる。もともとパレスチナには正式な国家は存在しなかったのであるから、占領ではないとするイスラエル側の主張もある。

一地域に複数民族が居住する場合、紛争下でない状態としては、共存か住み分けによって各々自治が成立している場合が考えられる。これを達成し維持していくためには、他の存在を尊重する民族意識を持つことが必要となる。自民族への誇りなどの自民族肯定要素はそのままに、他民族との共感を持つためには、重層的アイデンティティを保持する必要があり、他民族を尊重するために多文化主義の確立が必要である。

重層的アイデンティティを生み出すこととは、一個人の帰属意識を根本的に変えることではない。 一個人の中に帰属意識を複合的に作り出すことである。一個人の内に複合的に存在する帰属意識の中の一つと、他民族の一個人の内に複合的に存在する帰属意識の中の一つとが合致した時、異なる民族の両者の中に共通のアイデンティティが生まれる。

チトー統治下のユーゴスラビアでは、重層的アイデンティティと多文化主義が確立されていたと考えられる。対独闘争という歴史的体験を民衆レベルで共有したことにより重層的アイデンティティは育まれ、対独闘争は地域ごとのパルチザン部隊を基本として準備し、実践を行なったことにより、また地域間の強力を必要としたために、地域内および地域間の民族的差別は消滅した。

ではパレスチナ人とユダヤ人が共通したアイデンティティを形成することが可能であるか。民族や 国民に一体感を生むものは、身体的特徴、言語、宗教、文化、共通の歴史体験、政治信条である。こ れらの内からパレスチナ人とユダヤ人の共通項を見出すことは極めて困難なことである。しかし和平プロセスが進行された場合<sup>33</sup>、政治信条について共通意識を見出し、相互に確認し合える可能性はある。武力衝突を重ねた結果の経済疲弊、1993年の和平合意に達する経緯、その後の失敗と和平への再挑戦について、そして何より和平合意内容の徹底厳守について、ユダヤ人側もパレスチナ人側も政策として、学校、地域集会など様々な場で議論し、確認し合う教育活動を行なうことが望まれる。そしてテロ行為を目論む勢力に対しては、双方がこれを反対する土壌を構築するのである。パレスチナの地には先住のアラブ人などいなかったとイスラエルの学校教育では教えられていたが、洗脳を改め、和平推進のためのプロセスを学校教育で説くことは、教育の使命そのものであり、この取り組みを根気強く行なうことが望まれる<sup>34</sup>。

重層的アイデンティティ構築への努力を続け、アイデンティティの共通項を持つ民族同士が交流することで、他民族尊重の多文化主義を育むことが民族間の紛争の解決には必要である。

### 2.諸民族平等の社会体制

多民族複合の地域や国家が存在し、その民族構成になんら変化はなくとも、平穏な社会情勢が保たれた状態から、ある民族が反乱を起こしたり、諸民族間で紛争となる場合がある。その原因の一つは、経済問題である場合が多い。経済問題とは民族間の経済格差やそれに伴う失業者増大などの問題であり、ある民族が自分達は不利益を被っていると感ずる状態である。また経済問題は、人権が脅かされている状態とも重なりやすい。

チトー亡き後のユーゴスラビア分裂の原因も、この経済問題の占める割合が大きい<sup>35</sup>。国民が国家に、或いは同一国家内の他民族に不満を持たないでいることのできる社会の要件とは、保持した権利と生活水準に国民が満足していることである<sup>36</sup>。チトー統治下のユーゴスラビアの社会体制は労働者自主管理システムを特徴としたが、これにより労働者、つまり国民は自主管理基礎組織において自分の意思を述べ、その意思は組織に反映された。この体制において組織は社会そのものである。国民が意思を述べることが出来、それが社会に反映される、或いは反映される可能性を持つということは、国民の、その国家への帰属意識を肯定的に強めるのである。

社会主義そのものが持つ問題点と、社会主義が崩壊せざるをえなかった原因については本稿では論じない。またチトー体制が社会主義体制であったことには変わりはなく、社会主義であるがための問題は持っていた<sup>37</sup>)。しかしチトーの国家形成理念は、国家内の諸民族が各々他を尊重し合って生活できる、多民族複合国家存立の要件を持っている。自主管理基礎組織は、小地域ごとの自治性を持つのであり、労働者が主体者たればこそ、この中で民族間の差別は生じ難くなった。また、文化、習慣の違いはそれぞれの宗教による場合があるが、宗教による帰属はあるがままに存在し、認められていた<sup>38</sup>)。旧ユーゴスラビア諸国の町村では、一つの町村に、教会、モスク、更にはシナゴーグ(ユダヤ教の礼拝堂)まで見られることがあるのはこのためである。こうしてチトー体制下のユーゴスラビアの

諸民族は、重層的アイデンティティの中の共通帰属意識を持ちながら、各民族独自のアイデンティティに基づく習慣も失われず、労働者自主管理システムにおいて社会の主体者としての自負を保持しながら生活していたと捉えられる。

このような環境を、パレスチナの地におけるパレスチナ人とユダヤ人の間に築くには、ヨルダン川 西岸地区およびガザとイスラエルとの境界線を国境線として成立させるところから考えなければなら ない。パレスチナ人側にしてみれば、多大な被占領にも拘らず、このラインの中での自治からパレス チナ国家を建設することを是としているのであるから、国境線については、本来イスラエル側にはこ れ以上の要求を行なう根拠はないのである。

次に経済活動について考える。1993年の和平合意自体、そこに至る経緯には、イスラエルとPLO 双方共に長年の戦争による経済疲弊があった<sup>39</sup>)。PLOはもとよりイスラエルも、1991年の時点で、イスラエルのアメリカへの債務は43億ドルを超え、更にアメリカからイスラエルへの援助が増額されると、以後数年でイスラエルはアメリカからの援助額より利子支払額の方が上回る自体さえ予想されていた。経済事情からしても戦争を止めなければならなかった。一方ヨルダン川西岸地区およびガザのパレスチナ人達は、労働者としてイスラエルに出稼ぎに行く。これによって得る賃金で、多くのパレスチナ人の生活が支えられている。戦闘時でなくとも、イスラム過激派のテロなどが起きると、イスラエル軍によってパレスチナ自治区とイスラエルとの境界は封鎖され、出稼ぎに行くことが出来なくなり、パレスチナ自治区内の生活は大きな打撃を受けるのである。

パレスチナ自治区の急激な経済発展が期待できようはずがない中、パレスチナ人のイスラエルにおける労働が円滑に行なわれることは、パレスチナ人・ユダヤ人双方にとって好都合であり、これが望まれる。これと平行してパレスチナ自治政府にあっては、パレスチナ側独自の経済活動の構築を目指さなければならない。こうした構図が整い、やがてはパレスチナ自治区の経済活動も確立され、イスラエルとの経済的交流も促進されることによって、更には文化、教育的分野へと交流が拡大していくことが望まれるのである。そして各々、一方はイスラエルに戻り、一方はヨルダン川西岸地区およびガザに戻ることによって、自民族に帰属するあらゆる慣習は保持されていくのである。

チトー体制に見出せる多民族複合国家形成の社会体制的要因をパレスチナ問題に置き換えた時、現 状では以上の推考を行いうる。

#### 3.被害の歴史の克服

民族・領土紛争は、一般市民の一人一人においても紛争当事者としての関わりが強い場合が多いだけに、その一般市民レベルで、敵対する民族から不利益を被った、被害を被ったという記憶を保持してしまう。親族を殺害されているなどのケースがこれの最たるものである。被害の記憶や復讐心を克服するためには、個人レベルにおいてはまさにその個人により克服の方法は違ってこよう。しかしそれが民族集団レベルの場合には、敵対する、或いは敵対していた相手の民族が、負の記憶、即ち被害

意識の根源となっているものを消し去れるだけの行為を自方に向けてくれなければ、それへの克服は 困難である。しかし報復が報復を呼ぶような民族紛争においては、不利益を被っているという意識を 紛争当事者双方が持っている場合が多いのである。

第二次世界大戦中、ナチス・ドイツの傀儡政権下<sup>40)</sup>のクロアチアとアルバニア系ファシストは、セルビア人を大量虐殺する。それに対抗したセルビア民族主義の武装組織チェトニク<sup>41)</sup>は、クロアチア人やムスリムへの虐殺を行なう。しかし戦後、チトー統治下のユーゴスラビアでは、クロアチア人もセルビア人もムスリムも、皆、共存できた。それは、セルビア人を殺害したのはヒトラー(Hitler、Adolf)とその手下であり、クロアチア人を殺害したのはセルビア民族主義者であると捉え、同時に、ユーゴスラビアの諸民族は一致団結してナチス・ドイツやセルビア民族主義者達に抵抗し、勝利を収めたという形で歴史を記憶させることができたからである<sup>42)</sup>。

パレスチナ人とユダヤ人の間の、それぞれの被害意識、負の史実を消滅させるためには、和平合意 の内容を双方が同時に実行していく経験を重ねることが基礎となる。

民族紛争当事者双方が被害意識を持っている場合、その根拠となる負の記憶、負の史実を克服する 試みとして、被害者意識の根源になっている事項を出来うる限り紛争勃発以前の元の位置に戻す(正 す)取り組みが必要である。人命は元に戻すことはできない。せめて、残る事項を元に戻す努力が肝 要である。これについて、国際機関、関係諸国は全面協力することも必要である。武力介入を実行す る場合に犯さなければならない危険や費用を考えれば、関係諸国にはこれを試みる責任と価値があり、 実行が望まれる。

パレスチナ問題であれば、まず、パレスチナ人によるヨルダン川西岸地区およびガザの絶対確保である。この地区へのイスラエルの入植を無くすために、イスラエルの住居不足の問題に他国は援助を差し伸べることが望まれる。現状におけるパレスチナ域内におけるイスラエルの拡大はもはや実行されてはならない。同時にユダヤ人への居住地の提供は、国際課題として国際機関などで取り組んでいくものとする。世界の各地にユダヤ人居住地域を作り、現位置のイスラエルを首都とするネットワーク国家の建設も模索できる。そしてパレスチナ自治区の周辺国で難民生活<sup>43)</sup>を強いられているパレスチナ人の帰還を実現させることである。これには、帰還したパレスチナ人のための住居建設を、ヨルダン川西岸地区およびガザにおいて他国が支援していくことが必要である。更にはパレスチナ自治政府に産業支援することで、多大な被占領で農地を失ったパレスチナ人に就労の機会を用意する。ここまで国際社会が支援することで、紛争当事者双方がなお武力で独自の要望を叶えようとする可能性は減少していくことが予測できる。それでも紛争当事者が独善に走るならば、国際社会からの孤立を招くからである。

以上の試みは、支援した大国の側からすれば、この地に関わる目的の如何に関わらず、不必要に巨額な資金も人的犠牲を払わず、敵も作らずに済むものである。パレスチナ問題と命名された占領問題は、旧列強諸国がその発端を作り、東西冷戦下の超大国のかかわりの中でますます複雑化混迷化して

いったものである。国際社会がその責任を自覚し、イスラエルとパレスチナ人国家双方の自立への支援が、いかに十分に、どれほど効果的に行なわれるかというところに問題解決の鍵がある。

## . 結び - 民族・領土紛争解決のために

本稿では、まずパレスチナ自治区とイスラエルそれぞれの諸勢力について概観し、多文化主義と重層的アイデンティティ理論を踏まえて、多民族複合国家成立の事例としてチトー統治下のユーゴスラビアを取り上げ、チトー時代のユーゴスラビア国民が持った民族意識、労働者自主管理システム、多民族複合国家形成の理念たる1974年憲法について分析した。そしてそこで見出された多民族複合国家形成の理念や体制に基づいて、パレスチナ問題の解決のための要件として、和平に必要な民族意識、民族間の平等性を実現するための社会体制、被害の歴史と被害意識の克服について考察した。この考察から導き出された民族・領土紛争解決の要因を、次の五項目に要約する。

ある地域に複数の民族が存在する時、一方が他の民族に対して優越性を持つことは、それが紛争の根拠となる場合がある。それぞれの民族は紛争回避のために、自民族への帰属意識を失うことなく 重層的アイデンティティを生じさせ、他民族の尊重に基づく多文化主義によって社会参加する必要が ある。こうした意識は共通の歴史体験等によって発生するが、学校教育や社会教育によって育成する ことも必要である。

被占領の人々を作ってはならず、侵略行為は如何なる理由をもってしても紛争を招くことになる。 ある民族もしくは国家が、居住地を持てないでいるか、或いは居住地が不足していて他の土地への入 植も辞さぬ状態にある時、何らかの契約のもと、他国がその民族もしくは国家に対して、被占領の人々 を生み出さないで済む土地を提供する。その土地は必然的に小単位となろう。提供を受けた側は、そ うした小地域の複数をもって、その集合体による国家、ネットワーク国家を建設するものとする。こ れには適切な国際機関が仲介者となることが望ましい。

多民族複合国家においては、民族間の紛争を回避するために、各々の民族の一人一人において、自分の意思が、或いは自民族の意思が社会に反映されているという意識を持てることが肝要である。 そのための社会体制として、地域単位の自治体と併せて民族単位の集合体があること、或いは民族単位の自治体と併せて地域単位の集合体があることなどが考えられる。

諸民族間の紛争が進行している時、もし紛争の経緯の中で一時的にせよ和平が達成できていた期間があった場合、その和平達成時の状態に、或いは紛争勃発前に和平があった場合にはその状態に、紛争下の諸問題を戻すことを、紛争当事者双方が目標とし、実現に向けて具体的政策を実行していく。これについて一方が不公平を感ずることが無いよう、仲介者および他国の経済援助等が必要ともなる。

ある連邦国家内において、共和国や自治州の間に著しい経済格差があったり、経済的に不利益を 被っている地域や民族が存在する場合、それは中央政府への反乱や経済的に優勢な民族への攻撃の原 因となる。こうした問題を抱える、或いは抱える可能性のある地域や中央政府の実態を調査する国際機関を創設する。この機関は、著しく不利益にある地域や民族に対する援助を募り、名乗り出た援助 志願国はこの機関の仲介のもとで、何らかの政治的・経済的契約の上で経済的援助を行なうものとする。

以上の民族・領土紛争解決の要因は、いずれかの一つが単独で実践されていくより、それぞれが連携しあって複合的に試みられることによって、一層効果を現わすことが期待できよう。また、民族・領土紛争解決の要因は、紛争当事国もしくは紛争当事者自身のみで試みるものもあるが、民族・領土紛争は、紛争当事者のみで解決することが困難である状況が多いことから、国際機関や他国の力を必要とする割合が多い。国際機関および他国の効果的な関わりが望まれるのである。

最後に再度パレスチナ問題に触れる。問題はイスラエルのパレスチナ占領である。しかし、紛争当事者間でイスラム過激派のテロを止められない以上44)、国際機関や他国がイスラム過激派にアプローチしなければなるまい。イスラム過激派とも何らかの契約を結ぶことによって、テロ行為を止めさせる可能性が生まれてこよう。イスラム過激派の動きを止めることで、イスラエル軍のパレスチナに対する攻撃と占領の口実を消失せしめることにもなる。そして紛争解決の要因たる事項を一つ一つ模索し、諦めずに実践していくことである。

「如何なる人々も価値観は共有できる、という前提に立つことが大切」<sup>45)</sup>である。パレスチナ人は 人類の寛大さと忍耐の模範となり、ユダヤ人にあっては、その不屈の精神が世界中から称えられんこ とを祈るとともに、この21世紀には、民族・領土紛争を解決する歴史を刻みたい。

## 注

<sup>1)</sup> Article 10, Charter of the United Nations. "The General Assembly may discuss any questions or any matters within the scope of the present Charter or relating to the powers and functions of any organs provided for in the present Charter, and, except as provided in Article 12, may make recommendations to the Members of the United Nations or to the Security Council or to both on any such questions or matters."

<sup>2</sup>)Article 14, Chater of the United Nations. "Subject to the provisions of Article 12, the General Assembly may recommend measures for the peaceful adjustment of any situation, regardless of origin, which it deems likely to impair the general welfare or friendly relations among nations, including situations resulting from a violation of the provisions of the present Charter setting forth the Purposes and Principles of the United Nations."

## 国連憲章第10条と第14条を理解する必要から、第12条も次に示す。

Article 12, Charter of the United Nations. "1. While the Security Council is exercising in respect of any dispute or situation the functions assigned to it in the present Charter, the General Assembly shall not make any recommendation with regard to that dispute or situation unless the Security Council so requests. 2. The Secretary-General, with the consent of the Security Council, shall notify the General Assembly at each session of any matters relative to the maintenance of international peace and security which are being dealt with by the Security Council and shall similarly notify the General Assembly, or the Members of the United Nations if the General Assembly is not in session, immediately the Security Council ceases to deal with such matters."

- <sup>3</sup>) Article 39, Charter of the United Nations. "The Security Council shall determine the existence of any threat to the peace, breach of the peace, or act of aggression and shall make recommendations, or decide what measures shall be taken in accordance with Articles 41 and 42, to maintain or restore international peace and security."
- <sup>4)</sup> 香西 (1996年) pp.108-109, pp.257-262を参照。
- <sup>5)</sup>同上書、pp.136-137を参照。
- <sup>6)</sup>同上書、pp.136-137を参照。
- <sup>7)</sup>国連総会のパレスチナ分割決議に基づくイスラエル創設の合法性について、Al-abid,1972を参照。
- <sup>8)</sup> Nye,2002, p.174を参照。
- $^{9}$ )国連安保理決議242号(1967年11月22日)。要点は、第 3 次中東戦争でイスラエルが占領した領土からのイスラエル軍の撤退、この地域全ての国における領土と独立の保障、そして難民問題の公正な解決、である。Cattan,1976,pp.287-288を参照。
- 10) Allcock,1998, pp.175-178, pp.265-269を参照。
- <sup>11)</sup> Ramet,1996, pp.7-59を参照。
- <sup>12)</sup>内藤(1999年) p.80を参照。
- 13) 同上書、p.80.
- 14) 同上書、p.81.
- 15) 同上書、p.81.
- 16) 同上書、p.81-83を参照。
- 17) 立山 (1990年) pp.117-130を参照。
- <sup>18)</sup> 高橋 (1990年) pp.155-156を参照。
- 19) 同上書、pp.152-156を参照。
- <sup>20)</sup> 立山(1993年) pp.196-197を参照。
- <sup>21)</sup>立山 (1988年) pp.21-31を参照。
- <sup>22)</sup>同上書、pp.23-24を参照。
- <sup>23)</sup>同上書、p.22を参照。
- <sup>24)</sup>立山(1993年)、前掲書、pp.196-197を参照。
- $^{25)}$ チトー体制下のユーゴスラビアの地方における農民とパルチザンの関係について、Bokovoy,1997,pp.115-138を参照。
- <sup>26)</sup>梅本(1999年)pp.147-156を参照。
- <sup>27)</sup> 同上書、p.157を参照。
- 28<sup>3</sup> 労働者自主管理システムについてILO(1974年)に詳しい。自主管理社会主義崩壊後の労働者自主管理システムに対する批判と総括については、岩田(1994年)pp.183-280を参照。
- <sup>29)</sup> ユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法(1974年憲法)基本原則は、Durović, 1974, pp.53-73を参照。
- 30) ibid., pp.175-176を参照。
- 31) 中島 (2002年) pp.55-64を参照。
- 32) 臼杵 (1999年) pp.71-76を参照。
- ③3)2003年4月、アメリカ、EUなどが新和平案「ロードマップ」を提示。2003年5月までに、2000年9月発生の衝突以降に占領した地域からイスラエル軍を撤退させ、入植活動を凍結。2003年6月から12月までに暫定的国境を持つパレスチナ国家を樹立。2004~2005年にパレスチナ国家とイスラエルの間で恒久的な地位協定を締結するとしたものである。これの経緯を概観すると、2002年6月、ブッシュ(Bush, George W.)米大統領がパレスチナ自治政府アラファト(Arafat, Yasser)議長の退陣を示唆する新中東和平構想を発表。2003年1月、イスラエル総選挙で右派リクード党勝利。2月、2期目のシャロン(Sharon, Ariel)内閣発足。3月、アラファト議長がアッバス(Abbas, Mahmoud)を自治政府初代首相に任命。4月、ロードマップが提示される。アッパス新内閣発足。5月、イスラエル国防相がロードマップを、国益に反すると非難。シャロン、アッパス両首相初会談。東京でイスラエル・パレスチナ新和平信頼醸成会議。シャロン首相がロードマップ受諾の用意を表明。5月、イスラエル政府が閣議でロードマップ受諾を決定。ブッシュ、アッパス、シャロン3首脳会談にてパレスチナ国家樹立で合意。しかしパレスチナ難民の帰還権、イスラエル側の入植凍結など、主要問題解決の目途は立っていない。『毎日新聞』(2003.5.26.および6.5.付朝刊)を参照。
- 34) 異なる民族の交流体験学習の事例として、古澤 (1997年) pp.150-178を参照。

- <sup>35)</sup> Allcock,1998, 前掲書、pp.241-243を参照。
- <sup>36)</sup> *ibid.*, pp.303-304を参照。
- <sup>37)</sup>岩田(1994年),前掲書、pp.162-182を参照。
- <sup>38)</sup> Durović,1974, op. cit., pp.53-73を参照。
- <sup>39)</sup>中東戦争の展開と変質について、臼杵(1999年)、前掲書、pp.36-77を参照。
- <sup>40)</sup> Allcock,1998, op. cit., pp.209-210, pp.314-315を参照。
- <sup>41)</sup> *ibid.*, pp.41-43を参照。
- <sup>42)</sup> 第二次世界大戦後のユーゴスラビア社会の諸様相について、Bokovoy, 1997, op. cit.,を参照。
- <sup>43)</sup> 2002年、UNRWA(国連パレスチナ難民救済事業機関)の発表によるパレスチナ難民登録者数は、3,973,360人。その内訳は、ヨルダンに1,679,623人、レバノンに387,043人、シリアに401,185人、西岸地区に626,532人、ガザ地区に878,977人である。
- $^{44)}$ イスラエル、パレスチナ自治政府、イスラム過激派諸勢力間の複雑な関係について、高橋 (1990年)pp.161-162を参照。
- 45)池田(2000年) p.338.

#### 参考文献

(日本語文献)

池田明史編『現代イスラエル政治 - イシューと展開 - 』(アジア経済研究所、1988年)

編『中東和平と西岸・ガザ-占領地問題の行方-』(アジア経済研究所、1990年)

編『イスラエル国家の諸問題』(アジア経済研究所、1994年)

池田大作・テヘラニアン、M.『21世紀への選択』(潮出版社、2000年)

石井貫太郎編『国際関係論へのアプローチ』(ミネルヴァ書房、1999年)

伊能武次編『アラブ世界の政治力学』(アジア経済研究所、1985年)

岩田昌征『ユーゴスラヴィア - 衝突する歴史と抗争する文明 - 』(NTT出版、1994年)

臼杵陽『中東和平への道』(山川出版、1999年)

梅本浩志『ユーゴ動乱1999』(社会評論社、1999年)

香西茂・太寿堂鼎・高林秀雄・山手治之『国際法概説』(有斐閣、1992年)

酒井啓子編『中東諸国の社会問題』(アジア経済研究所、1998年)

清水学編『現代中東の構造変動』(アジア経済研究所、1991年)

高橋和夫「イスラミック・ファクター」池田明史編『中東和平と西岸ガザ - 占領地問題の行方 - 』(アジア経済研究所、1990年)

立山良司「右翼勢力 - 新政治潮流の台頭 - 」池田明史編『現代イスラエル政治 - イシューと展開 - 』(アジア経済研究所、1988年)

「西岸・ガザとPLO,ヨルダン」池田明史編『中東和平と西岸・ガザ - 占領地問題の行方』

(アジア経済研究所、1990年)

『イスラエルとパレスチナ』(中央公論社、1993年)

千田善『ユーゴ紛争はなぜ長期化したか』(勁草書房、1999年)

内藤耕「社会学と国際関係 - 国際社会学」石井貫太郎編『国際関係論へのアプローチ』(ミネルヴァ書房、1999年)中島勇「中東和平プロセスの基礎知識」『外交フォーラム』(都市出版、2002年8月号)

古澤聡司・入谷敏男・伊藤武彦・杉田明宏『平和心理学』(法政出版、1997年)

(翻訳文献)

ILO編(高橋正雄・高屋定國訳)『ユーゴスラビアの企業における労働者自主管理制度 - 社会主義と民主主義 - 』 (至誠堂、1974年)

ヴォルカン、V.(水谷驍訳)『誇りと憎悪』(共同通信社、1999年)

ベイリー、S.D.(木村申二訳)『中東和平と国際連合』(第三書館、1992年)

(外国語文献)

Al-abid, Ibrahim, A Handbook to the Palestine Question, Palestine Liberation

Organization Research Center, 1972. (阿部政雄訳『パレスチナ問題』亜紀書房、1991年)

Allcock, J.B./Milivojević, M./Horton, J.J., ed., Conflict in the Former Yugoslavia, ABC-CLIO, Denver, 1998.

Bartos, O.J./Wehr, P., Using Conflict Theory, Cambridge University Press, Cambridge, 2002.

- Bokovoy, M.K./Irvine, J.A./Lilly, C.S., ed., State-Society Relations in Yugoslavia, 1945-1992, Macmillan Press, Basingstoke, 1997.
- Cattan, Henry, Palestine and International Law, Longman, London, 1976.
- Durović, Dragoljub., ed., Pavičić M., trans., The Constitution of the Socialist Federal Republic of Yugoslavia, Dopisna Delavska Univerza, Belgrade, 1974.
- Donia,R.J./Fine,V.A., *Bosnia and Hercegovina-Tradition Betrayed*,C.Hurst & Co.,UK,1994. (佐原徹哉・柳田美 映子・山崎信一訳『ボスニア・ヘルツェゴビナ史』恒文社、1995年)
- Nye Jr.,J.S., *Understanding International Conflicts,* Longman, New York, 2002. (田中明彦・村田晃嗣訳『国際 紛争 理論と歴史』有斐閣、2002年)
- Ramcharan, B.G., ed., The International Conference on the Former Yugoslavia, Kluwer Law International, Hague, 1997.
- Ramet, S.P., Balkan Babel-the Disintegration of Yugoslavia from the Death of Tito to Ethnic War, Westview Press, Boulder, 1996.
- Saunders, H.H., A Public Peace Process, Palgrave, New York, 1999.